

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 体育施設担当
不利益処分名	徳島市民津田夜間運動場・徳島市民津田第二夜間運動場の入場の拒否等
根 拠 法 令	徳島市体育施設条例
根 拠 条 項	第12条
連 絡 先	津田体育協会（連絡先は文化スポーツ振興課（電話 621-5426）までお問い合わせ下さい。）
処 分 基 準	<p>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設への入場を拒否し、又は体育施設からの退場を命ずることができる。</p> <p>(1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 感染性の疾病があると認められる者</p> <p>(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者</p> <p>(4) その他体育施設の管理上支障があると認められる者</p> <p>2 体育館及びプールの収容能力が限度に達したと認めるときは、指定管理者は、入場を制限するものとする。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日

処分基準

基準